

家庭養護に関する政府定義の再考
—里親制度の歴史を踏まえて—

伊 藤 龍 仁

愛知東邦大学

家庭養護に関する政府定義の再考 —里親制度の歴史を踏まえて—

伊藤 龍 仁

【目次】

1. はじめに —問題の所在—
2. 研究目的と研究方法 —家庭養護への歴史的アプローチ—
3. 制度上の「家庭養護」 —里親及びファミリーホーム養育指針—
4. 里親制度をめぐる理論と実践の歴史の変遷
 - (1) 家庭養護の時代区分
 - (2) 里親の制度化と「家庭養育」
 - (3) 家庭養護の先駆け —1960年代の神戸市家庭養護寮—
 - (4) 施設養護全盛期の里親制度と「家庭的養護」
 - (5) 「家庭養護」の定義化プロセス
 - (6) ファミリーホーム制度とその論点
5. おわりに —結論と今後の課題—

1. はじめに —問題の所在—

今日の日本において保護者がいない、あるいは虐待を受けているなどの環境上の理由から公的な責任の下で家庭外に措置されている子どもは約47,000人いるといわれ（厚労省 2011a）、このような子どもたちの受け入れ先となる社会的養護は、児童養護施設や乳児院などの施設養護と里親やファミリーホームなどの家庭養護に分類されている。そして、家庭外に措置された子どもの多くは施設入所となり、里親等に委託される子ども数の長期的な低迷が続いている（表1）。

表1 各年度の児童養護施設入所児童数・里親世帯数・里親委託児童数の推移

	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2014年
施設入所数※	20,395	35,212	30,933	31,939	28,492	28,913	29,114	28,183
登録里親数	7,429	19,022	13,621	8,933	8,046	7,403	7,669	9,441
委託児童数	5,488	8,737	4,729	3,188	2,876	2,157	4,373	5,629

（厚生労働省福祉行政報告例より作成 ※は10月1日現在数、他は3月末現在数）

日本では施設偏重という社会的養護の特徴は戦後一貫しており（津崎 2009）、諸外国と比較しても際立っている。里親等委託率の国際比較（図1）を見れば、アメリカやイギリスなどの欧米諸国では家庭外に措置される子どもの3割～9割が里親等の代替家庭に委託されているが、日本の里親等委託率は2000年前後には約1割に満たずに低迷していた。

2009（平成21）年12月に国連総会で採択された『児童の代替的養護に関する指針』によれば、各国の代替的養護はできる限り家庭的な環境を用意することになっている。このような国際的潮流（津崎 2012, 木村容子 2015他）に合わせる形で日本の社会的養護も見直され、2030年までには里親等の家庭養護を3分の1にまで高め、小規模化された本体施設を3分の1、グループホームなどの小規模施設を3分の1にするという社会的養護の将来像（厚労省 2011b）が示されている。この将来像における「家庭的養護の推進」とは、里親等委託率の向上に向けた里親等委託の質的・量的な拡充に加え、大規模施設の小規模化・地域分散化を合わせた取り組みを意味している。

このような中で、2009年に制度化された小規模住居型児童養育事業は「ファミリーホーム」と呼ばれ、里親制度とともに家庭養護を担うと位置付けられている。ファミリーホームはその制度化当初に施設と里親の中間形態として「第3の道」（ト藏 2010）、「第3の養育制度」（津崎 2010）などといわれた。その後、『里親及びファミリーホーム養育指針』（厚労省 2012a）により、ファミリーホームは「里親を大きくしたものであり施設ではない」として、里親と共に家庭養護と位置づけられたが、今も関係者による議論が続いている（木村 2014, 若狭 2015他）。2013年に開催された第8回ファミリーホーム全国研究大会における大会要綱の開催趣旨には「児童養護施設の設置する「法人型」のファミリーホームが開設されたとき、それは、私たち現行のファミリーホームが願っていた「家庭養護」のイメージと一致するのでしょうか？」（あいち大会実行委員会 2013）という記述が載っている。ここで提起されているものは家庭養護の概念や定義に関わる本質的な問題を含んでいるように感じられる。ファミリーホームが制度化されたことで「改めて「家庭養護とは何か」を問う必要が出てきた」（林 2013）ともいわれている。

筆者は19年間の児童養護施設における職務経験を経て、現在は自宅でファミリーホームを運営して委託児童の養育にも携わっている。施設における養護実践を経て自らの家庭における養護実践へとそのフィールドを移す中で、「家庭養護とは何か」という問題意識は極めて実践的なものであることを実感している。

ところで、社会的養護で用いられる用語とその概念については十分に定まっているわけではなく「立場によって少しずつ異なっている」（竹中 2007：302）といわれる。たとえば「里親」という用語について、自らも里親として子どもの養育に関わりながら研究に取り組む吉田菜穂子は「インターネットで検索すると、犬・猫等の里親募集の中に、人間の里親が混じって出てくるが、その数は申し訳程度に少ない」と現状を取り上げ、「それほどまでに「人の里親」は人々の暮らしに浸透していないのであろうか」（吉田 2011：30）と述べている。このように、一般的に社会的養護に対する認知は低く、地域・社会からの無理解または無関心（櫻井 2012）、「国家的ネグ

レクト」(津崎 2012)と指摘されるような背景が見え隠れする中で、ほとんど議論もなく「家庭養護」という用語が用いられるようになったといえる。

また、『児童の代替的養護に関する指針』では里親など地域の実家庭で行われる養護を「family-based care」としているが、それを日本政府は「家庭養護」と訳している。「family」は日本語で「家族」を表す単語であるから「family-based care」は「家族養護」または「家族型養護」と訳されてもおかしくはない。社会的な関心が低く用語についての議論もない中で、敢えて「家庭養護」と訳した理由に関しても疑問が残る。

このように「家庭養護とは何か」という問いは、極めて実践的な問題意識から生まれた非常に新しいテーマだといえる。だがそれは、施設などの児童福祉における歴史的な側面と日本の家族制度や文化、意識面にまで及ぶ「社会福祉のレーゾンデートル(そのものの存在の理由または根拠)を問う」(古川 2012: 6)テーマだといえる。そして、その実態を踏まえ、理論と実践に裏打ちされた家庭養護の定義を確立することが研究上・実践上の大きな課題となっている。

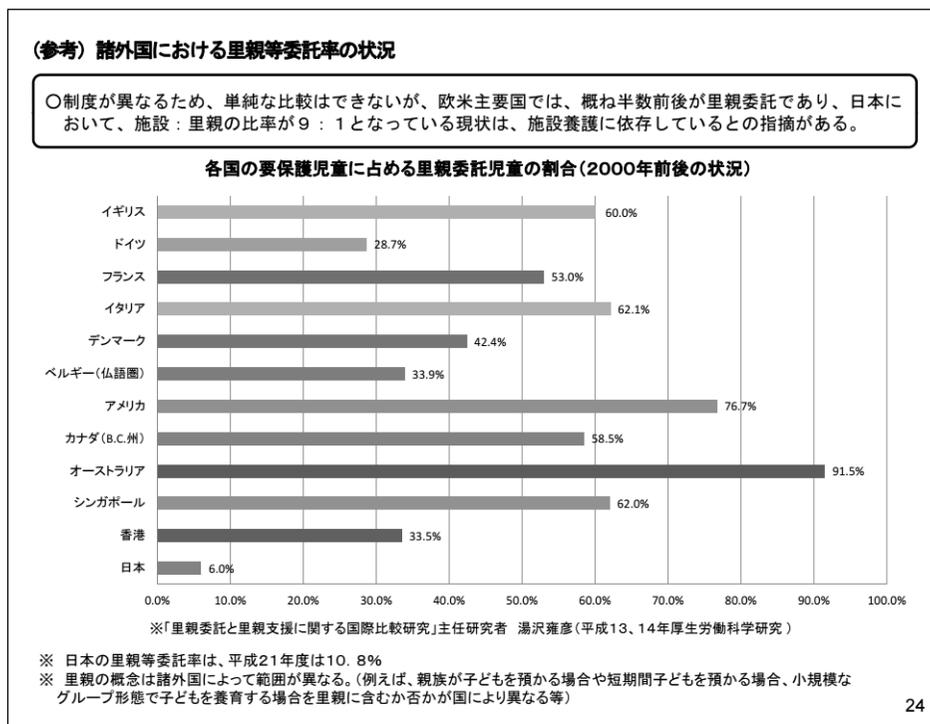


図1 里親委託率の国際比較(厚労省 2011a)

2. 研究目的と研究方法 —家庭養護への歴史的アプローチ—

制度上の「家庭養護」は、2012年3月29日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『里親及びファミリーホーム養育指針』において定義が示された。それだけをみれば家庭養護は誕生し

たばかりのようにみえるが、「社会福祉とは政策であれ、実践であれ、その国や地域の「文化的産物」であり「歴史的産物」であることを常に確認しておく必要」がある（室田 2003：5）。

社会福祉の歴史的研究について一番ヶ瀬は「社会福祉は、超歴史的存在でもなければ、単なる理念でもない。それは、社会事象でありとくに人類の営みの一つとして、その歴史の中で生成、確立、展開してきたもの」であり、「社会福祉は、歴史のなかでつくられた現実であるとともに、歴史をつくる日常の実践として、探求されるべき存在」（一番ヶ瀬 1981：2）だと述べており、家庭養護を歴史のかつ実践的存在として探求することは重要である。

しかし、これまで家庭養護を対象とした歴史的なアプローチは、里親研究の一部を除きほとんど見出せない。そこで本稿は、①家庭養護の前提となる戦後の里親制度のあゆみは、2012年前後の政府による「家庭養護」の定義にどのように影響を与えているのか、②2012年前後の政府による「家庭養護」の定義と、今日の里親・ファミリーホーム等の実態（実践）は整合しているのか、というリサーチ・クエスチョンを設定し、第2次世界大戦以降の里親制度をめぐる公的文書と先行研究についての文献研究に取り組むことにした。

研究の具体的な方法と手順として、まず、国が示した「家庭養護」の定義の内容を確認し、その定義と関連すると思われる戦後の社会的養護分野の公的文書や先行研究の文献調査に取り組む。特に、里親制度に関連する内容の文献を中心に抽出して検証し、その理論と実践の歴史的な経過を整理しながら、政府が示す「家庭養護」の定義との整合性や連続・非連続性を精査し、今日の家庭養護が形成される過程（プロセス）とその内容について考察したい。

以上の検証から、政府の「家庭養護」の定義と、里親・ファミリーホームの実態（実践）との整合性を明らかにする。また、政府の「家庭養護」の定義に影響を与えたと考えられる歴史や理論的裏付けといえるものがあるのか、またそれがあるとすれば何であり、どのような影響を与えた可能性があるのかについても見出したい。そこから今日の家庭養護とされる里親とファミリーホームが成立したプロセスを確認し、政府が示している「家庭養護」の定義を再考することが本研究の目的である。

ただし、歴史研究の視座（一番ヶ瀬 1981：8）として戦後から今日までの時間軸を設定するものの、他国との比較等横軸の広がりには設定しない。また、戦前と戦後の連続・非連続という歴史研究における論点についても本稿では取り扱わないことにする。戦後の時代区分については社会的養護分野の先行研究が取り上げる視点により異なるため、本稿が特定の時代区分を用いることにはこだわらない。ただ、代表的な里親研究（松本 1991、庄司 2003、吉田菜穂子 2011）の時代区分を取り上げて参考にする。

3. 制度上の「家庭養護」 —里親及びファミリーホーム養育指針—

近年用いられている「家庭養護」の制度上の定義は『里親及びファミリーホーム養育指針（以下、指針）』（厚労省 2012a）の中で触れられている。そこでこの指針に基づき、「家庭養護」の

制度上の理念と定義を確認したい。

まず、指針の「3. 里親・ファミリーホームの役割と理念 (2) 里親・ファミリーホームの理念」の中に、「里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。また、「社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である」「社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で行えるものではなく、家庭外の協力者なくしては成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或は予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある」と記されている。このように、里親とファミリーホームは、家庭という私的な場に保護を必要とする子どもを迎え入れて行う社会的養護としての「家庭養護」と位置づけられている。

指針「5. 家庭養護のあり方の基本 (1) 基本的な考え方 (家庭の要件)」では「家庭養護」の要件について、①一貫かつ継続した特定の養育者の確保、②特定の養育者との生活基盤の共有、③同居する人たちとの生活の共有、④生活の柔軟性、⑤地域社会に存在、という5点が示され、「家庭養護」はそのすべてを満たしていなければならないという原則を示している。

指針「5. 家庭養護のあり方の基本 (2) 家庭養護における養育」の中では、「里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である」と示し、養育者は社会的養護の担い手として権利擁護の視点や専門性に裏付けられた養育を行い、研修・研鑽による養育力向上を図ることが求められ、児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用してネットワークの中で社会的なつながりを持ち、自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要があるとしている。また、家庭の弱さと強さを自覚し、安心感・安全感のある家庭で子どもの自尊心を育み、自立して生活できる力を育み、子どもたちの帰ることのできる家となることを求められている。

指針「5. 家庭養護のあり方の基本 (3) 地域とのつながりと連携」の中には、①地域や社会へのひろがり、②里親会等への参加、③市町村の子育て支援事業の活用、という項目が並んでいる。ここでは、まず一般的な子育てに共通する視点として「子どもの育ちには家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である」と述べた上で、「家庭養護」としての里親とファミリーホームはあくまでも社会的養護であるとして「地域や社会に対してクローズなものになってはならない」と示し、「地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係」を求めている。そして「家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する」と同時に「地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる」と、地域の子育て支援との相互連携にも言及している。

このように、指針では「家庭養護」を理念、要件、養育内容、地域との関係等から定義している。それは家庭という私的な場で行う社会的養護としての位置づけの中にあることも明記されている。

4. 里親制度をめぐる理論と実践の歴史的変遷

(1) 家庭養護の時代区分

次に、戦後の児童福祉法制定以降の主に里親制度をめぐる法令や先行研究を取り上げながら、その理論と実践の変遷を整理する。そこで、まず代表的な里親研究から戦後の家庭養護における時代区分を比較する。

①松本武子（1991）『里親制度の実証的研究』

里親研究の基本文献となる1991年の松本論文は、日本の里親制度の全国状況を踏まえた上で、宮城県、島根県、北海道、沖縄県、埼玉県、東京都、大阪市の各自治体における里親制度を実証的に検証している。松本論文は埼玉県の委託状況を根拠として以下の通り時代区分をしている。

創設期 1948～52	最盛期 1961～65	衰退期 1975～79	現在 1983～87
----------------	----------------	----------------	---------------

(松本武子1991：196「埼玉県の里親委託状況」より作成)

②庄司順一（2003）『フォスターケア 里親制度と里親養育』

2003年の庄司論文は、里親制度の停滞状況の中で取り組まれた2002年の里親制度改革直後に刊行されており、主な読者を里親、児童福祉領域の関係者、研究者、学生を想定して里親制度と里親養育を総合的にまとめた専門書である。庄司論文は「わが国における里親制度の発展」として制度面から時代区分を行っており、宮島（2007）らの時代区分とも共通している。

制度創設から制度改正まで 1948～87	S62年要綱から制度改革まで 1987～2002	里親制度改革以降 2002～
-------------------------	-----------------------------	-------------------

(庄司2003：22より作成)

③吉田菜穂子（2011）『里子事業の歴史的研究 福岡県里親会活動の分析』

2011年の吉田論文は、里子研究の基本的先行研究といわれる松本武子による諸論文を検証するために、福岡県の里親会活動資料を中心に取り組まれた里子事業の歴史的研究といえる。吉田論文は「日本型里親といえる養子制度が、里子事業として展開されていった」（吉田菜穂子 2011：144）という視点から、松本論文による区分を以下のように見直している。

里親事業期 1948～68 ピーク 1952～58	里子事業		里親・里子事業の再興期 1998～
	草創期 1969～83	展開期 1984～97	

(吉田菜穂子 2011：144「筆者による福岡県の区分」より作成)

このように1948年をその始まりとする他は、代表的な里親研究における時代区分は統一されていないことがわかる。そこで本稿は、これらの時代区分を参考にしつつも、明確な時代区分を当てはめずに家庭養護の変遷をみていくことにする。

(2) 里親の制度化と「家庭養育」

先に取り上げた里親研究の時代区分において共通するのは、1948年を里親制度・事業の開始としている点である。これは、「里親制度が成立したのは児童福祉法制定（昭和22年12月12日交付、昭和23年1月1日施行）によってである」（庄司 2003：22）として、児童福祉法の制定を1つの根拠としながらも、『里親等家庭養育の運営について』（1948年10月4日、厚生事務次官通達）およびその別紙の『家庭養育運営要綱』が児童福祉法を補う根拠とするためである。

「里子事業の歴史的研究」に取り組む吉田菜穂子によれば、「1948年10月には、厚生事務次官通知「家庭養育運営要綱」が出された。これにより、施設養育と、里親養育という2本の柱が公的に認められることになった」（吉田 2011：39）。そして、同時期の厚生事務次官通知「里親等家庭養育の運営に関して」によると、「家庭養育運営要綱」の取り扱う範囲は、個人家庭による養育によってより良く保護される場合を児童福祉法上の里親の家庭と考えているが、「実情として児童を養子として保護することが広く行われていることをかんがみ」「民法にいう養親の家庭をも含めて広く個人家庭による児童の保護を規定したものである」（吉田 2011：45）と述べている。このように、児童福祉法制定当時から「家庭養護」に類似する政府の用語として「家庭養育」が用いられ、その中に里親家庭の養育と養子縁組家庭における保護児童の養育を含んで考えられていたようである。この厚生事務次官通知は1987年に一度改訂され、2002年10月施行の新厚生労働省令により廃止されるまで運用されている。こうしてみると、厚生労働省は少なくとも2002年までは、里親を「家庭養育」という枠組みの中で扱っていたことになる。

これとは別に、1950年代から養護施設における養護理論との関連から「家庭的養護」という用語が用いられるようになっていく。1954年10月に厚生省児童局が作成した『養護施設運営要領』の第一章「養護施設の目的」の冒頭には「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」という児童憲章の一文が記され、「元来児童の生長発達にもっともよい環境は家庭」（厚生省 1954：11）だと述べる。そして、「現在家庭にかわる環境としては、児童福祉法による里親委託と施設保護の二つの方法があり、このうち、里親制度は創設後日なお浅く、また児童福祉法が戦後の要保護児童を急速に收容保護するという特殊な事情から、従来わが国においては主として施設保護が行われてきた」（厚生省 1954：12）と、施設による收容保護から始まった戦後の社会的養護の状況を踏まえ、さらに「養護施設は（中略）家庭環境に恵まれない児童を入所させて、これを養護し、心身ともに健全な社会の一員に育成することを目的とする施設であるが、児童の健全な成長発達の上にもっともよい環境は家庭的環境にあることに思いをいたせば、養護施設における指導の内容もあくまで、家庭的環境を与えることを第一義とすべき」と示されている。そしてその結語には「最近

における児童養護理論あるいは家庭的養護にかんする学問的研究の進展は、養護施設全般の運営についての新しい出発を促進しつつある」(厚生省 1954 : 197) として、「家庭的養護」を養護施設における新しい養護理論・研究と位置づけている。

この新しい養護理論とは、ホスピタリズム論争の中で議論された施設における家庭的処遇論や小舎制養護のことを指していると思われる。『養護施設運営要領』は「養護施設全般の運営について具体的かつ系統的な指針」として1948年に定められた『児童福祉法最低基準』(厚生労働省令第63号)を補うマニュアルとして作成されたものであり、里親委託を切り離した施設保護という枠組みの中で、1950年代から養護施設における「家庭的養護」という養護理論が出現していたことを示している。

(3) 家庭養護の先駆け —1960年代の神戸市家庭養護寮—

政府による2012年『里親及びファミリーホーム養育指針』の定義とは別に、公的に「家庭養護」が用いられたのは、1960年代に神戸市が取り組んだ家庭養護寮が最初だと思われる。家庭養護寮は「わが国のファミリーホームの先駆け」(家村 2015)といわれており、小笠原夫妻によって始められ、その実践研究の成果がまとめられている。この頃、「家庭的養護」を施設養護理論の一部とみなすことを前提にして「家庭養護」という用語が登場するようになる。「専門的な家庭的養護の概念規定」(1964年)を論じている小笠原は「養護施設にみられる集団養護それ自体が、家庭的養護と考えられてきたことは、この種の概念規定が明確化されていなかった」(小笠原 1964 : 72) からだと述べており、家庭的養護を施設養護と結びつけている事を裏付けている。

小笠原(1967)によれば、「当時わが国においては、施設の近代化の問題がひとつの大きな関心事であり、里親制度にいたっては、まったく未開の分野に等しく、児童福祉法のたんなる飾りものにしかすぎなかった」。そのような1958年当時に東京で開催された第9回国際社会事業学会では「家庭における児童」という議題を中心に会議が開かれ、その中に「家庭にかわるべきものとしての児童福祉施設及び里親の役割」を討議する部会があり、「先進諸国の児童養護の進みゆく施策を学んだ」(小笠原 1967 : 21) という。そして、その会議に参加した神戸市の民生局長によって1960年に家庭養護寮運営要綱が策定されている。

家庭養護寮制度は、1960年に神戸市ではじめられ、その後1962年には大阪市でも実施され、1960年代の中ごろには11世帯の家庭養護寮に合計44名の児童が委託されている。一世帯当たりの平均委託児童数は4名、養護父の平均年齢は60歳で養護母の平均年齢は54歳、職業は僧侶4、会社員3、その他教職員、団体役員、無職がいたという(小笠原 1967 : 25)。それは当初「小寮舎里親家庭」と呼ばれ、その要綱には「そこで里親制度をひろめ、その新しい分野を開拓する試みとして、里親と養護施設の中間的な機能を持つ家庭寮を推進しようとするものである」とされていた。それが1961年に一部改められて家庭養護寮と名称が統一されるとともに「要保護児童の家庭養護という社会的機能に主眼をおく里親制度を広めるため、家庭養護寮を推進しようとするものである」(小笠原 1967 : 22) と説明されている。

小笠原はさらに、家庭養護寮の「里親と施設の中間的な機能」について次のように述べている。まず、その特徴として「児童の養護が、一般地域社会の正常な家庭基盤の上で、小集団においてなされ、養護の方法において専門性を持っている」ということであり、「収容施設が、単純な衣食住の提供からぬけで、集団専門的治療機関に脱皮するために、また、里親保護が養子縁組の代替物たる偏向を清算していくためにも、この中間的機能をもつ家庭養護寮は、建設的な役割を果たしうる」と意義を示した（小笠原 1967：21-24）。「中間的機能をもつ家庭養護寮」という見解は、「施設の長所と、里親の長所をとりそろえたもの」（小笠原 1967：23）と説明されており、ファミリーホームにおける「第3の養育制度」（津崎 2010）論等の論点と共通しているが、今日の指針がファミリーホームを家庭養護として里親と同列に扱っている点とは微妙に異なる。

また、小笠原は「専門的な家庭的養護」について、①家庭的専門養護と②専門的家庭養護に分類され、その違いは「中心となって養護する者が、正常な家族を中心として、その中に、児童を、家族的一員として、養護する状態を「家庭養護」とよび、正常な夫婦関係をもたない者を中心として、いいかえると、正常な家族構成を持ち得ないものを中心とした生活基盤の上に、児童を家族的に構成したものを、「家庭的養護」という」と述べ、「保母が中心となって養護される状態において、「専門養護」といい、専門的家庭養護については、その家族の母が、保母又はこれに準じる一定の専門資格をもち、且つ、父人格者が、他に職業をもって、ボランティア的存在を形づくっている、という理由で「専門的」とよぶ」（小笠原 1964：84）とする。つまり、①家庭的専門養護は今日の地域小規模児童養護施設や小規模グループケアにおける保育士等の施設職員が担う施設養護を意味し、②専門的家庭養護は今日の元施設職員等有資格者による「夫婦兼業型」のファミリーホームと専門里親が該当すると考えられる。しかし、これ以外の里親等はこのカテゴリーから外れる可能性があり、指針の「家庭養護」と小笠原の「専門的家庭養護」の位置づけは一部重なりつつも異なっている。

家庭養護寮を支援して全国に普及することを目的として、1961年に「家庭養護促進協会」が発足している。その初代理事長の岡村重夫によれば、家庭養護は「個人の家庭の中での養護」（岡村 1993）とされている。岡村は、協会創立3周年記念論文集『家庭養護の諸問題』に「養護理論の反省と問題点」という論文を著した。その中の「3. 里親制度の問題点」として次のように提案している。「一般の児童が実親のもとで養育されることを「家庭養育」といい、自宅以外の児童福祉機関・施設において養育を委託されるばあい、これを「養護」（foster care）とよぶ。そしてこの「養護」は、収容施設における養護と一般家庭又はそれに準じる小住宅における養護とに分けることができ、後者を「家庭養護」とよぶのである。すなわち文字通り Foster Family Careである」とし、「「養護施設」と対応して「家庭養護」とよびたい」と述べた。そして英国の Family group home や米国の Group foster home を取り上げて「地域社会に開放せられた小住宅を利用し、また Foster parents と助手によって管理せられるとしても、それはわれわれの用語でいういわゆる「里親保護」に該当するものではないであろう。むしろ小住宅を利用する有給職員による専門的養護とみるべきである」（岡村 1964：19-20）と示した。この岡村による最初の家庭養

護論は「夫婦による正常な家族関係の中に児童を迎え入れる」とする小笠原の専門的家庭養護論とは微妙に異なり、当時の里親とは異なる「有給職員による専門的養護」と位置づけている。ただ岡村の家庭養護においても「里預け（村里に預ける）に由来する古い言葉」（岡村 1964：19）として「里親」「里子」に代わる用語として用いようとするところに特徴があり、「里親」「里子」という用語を「近代的な児童福祉の専門的技術性になじまない」と述べていることから、その専門性に力点を置いている点については小笠原と共通している。そこで本稿は、これら1960年代の家庭養護寮の制度と実践に基づく家庭養護を「専門的家庭養護」、その理論を「専門的家庭養護論」と呼ぶことにする。

（4）施設養護全盛期の里親制度と「家庭的養護」

児童養護の基本文献の一つとされている『施設養護論』（糸賀・積・浦辺 1967）は、第一章の「児童施設養護概説」の冒頭で「児童福祉は児童に対する社会的サービスの形態によって、親による家庭養護と国および地方公共団体による社会的養護に分けられ、さらに社会的養護は里親委託のごとき家庭的養護と施設養護に分けられる」（糸賀他 1967：3）と定義している。家庭養護寮の出現以降に著されたこの基本文献の中の「家庭的養護」に小規模施設等を含めるのか否かは不明であるものの、それを施設養護と切り離して分類していることから1950年代の「家庭的養護」と異なっており、岡村・小笠原による専門的家庭養護論の影響があるように感じられる。

ただ、第二章の「児童施設養護の現状と課題」では「家庭養護の実態」として①里親制度②養子制度③家庭養護寮④保護受託者制度等を上げている。「家庭養護」と「家庭的養護」の違いははっきりしないが、家庭養護を施設養護と切り離して分類している。この考え方は今日の「家庭養護」の分類とほとんど変わらず、小笠原らの専門的家庭養護論とは異なっている。家庭養護を施設から切り離して分類しつつも、必ずしもその定義や理論が確立していたわけではないことがわかる。

一方で、1974年には厚生省児童家庭局長通知『短期里親制度の運営について』による最初の里親改革が行われるが、この頃から里親制度は衰退傾向を強くしていく。その中で、里親研究の時代区分においては『里親等家庭養育の運営に関して』と『家庭養育運営要綱』が改正され、特別養子縁組制度が導入された1987年頃を区切りとする先行研究が見受けられる（庄司 2003：26、宮島 2007：139他）。福岡県における里親会活動を詳細に分析した吉田菜穂子は「養子縁組は、実親の存在しない子どもにとって、究極の福祉であるにもかかわらず、数字には反映されない」と述べ「本来は里子養育のつもりであったかなりの里親が、普通養子縁組をして養親となったことを示しており、縁組終了後も、未委託の登録里親として残る理由の一因と考えられ、従来、受託率の低さゆえの里親制度不振と言われてきたが、受託率の取り扱いをめぐって再考する必要性を示唆している」（吉田 2011：142）という重要な指摘を行っている。1987年改革による特別養子縁組制度により福岡県における里親登録数は増加しており、養子縁組成立児童数は各段に増えている。養子縁組の成立により里親委託は消滅するという数値上の取り扱いから里親制度は衰退続

けていたとしても養子を含む「非血縁児養育」としての里子事業は1987年改革以降に新たな展開期を迎えているという吉田の視点は、家庭養護の時代区分と成立プロセスを把握する上でも一考に値する視点だといえる。

ただ、施設養護全盛期を迎える1970年以降には里親制度が衰退傾向にあるというとならえ方が一般的であり、「危機にある里親制度」（庄司 2003 : 29）という視点からの議論が続いた。この時代には施設を中心とした養護理論が主流を占めており、里親に関する理論的な進展はほとんど見られず、厚生省は「家庭養育」という用語の中で里親制度を扱い続けている。日本政府が国連の『児童の権利に関する条約』に批准したのは1994年であるが、1999年の『里親活用型早期家庭養育促進事業の実施について』（厚生省児童家庭局長通知）においてもこの枠組みは変わらない。この通知は「児童養護施設などに入所している子どものうち、里親委託が望ましい子どもを、施設の援助のもと積極的に里親委託を実施するというもの」（庄司 2003 : 28）である。

このような施設養護中心の時代背景の中で「家庭的養護」は再び施設における小規模施設を含む枠組みで用いられること多くなっていく。これは1992年の児童養護施設分園型自活訓練事業、2000年には地域小規模児童養護施設が創設されたという背景を含み、施設における養護形態の変化と関連している。地域小規模児童養護施設について高橋利一は「従来の児童養護施設がもつ集団的養育環境とは異なる家庭的な養育環境を提供するものであり、児童養護施設の形態を多様化させる」（高橋 2007 : 49）として施設養護概念の変化を指摘する。このように施設の小規模化は「家庭的な養育環境」の提供を目的とする「家庭的養護」という枠組みでとらえられやすい。一方で施設養護に詳しい竹中（2007 : 302）は、狭義の社会的養護が里親養育を中心とする「家庭型養護」（あるいは家庭的養護）と「施設型養護」に分類できるとしながら、「母子生活支援施設は、従来は母子寮と呼ばれていたように（中略）家族の形態を維持しつつ暮らしの場を公的施設内においているものである。その意味では、家庭的養護ということもできるし、児童福祉施設であるので施設型養護ということもできる」（竹中 2007 : 303）とこれらの概念規定に触れながら「社会的養護」の概念は確定したものではなく、社会的養護の内容として提示される諸機能（概念）の範囲など必ずしも一致しておらず、立場によって少しずつ異なっている」（竹中 2007 : 302）と指摘している。

また、里親・ファミリーホームに詳しい柏女は、「わが国においては乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育されるいわゆる施設養護と、子どもを家庭的な環境のなかで養育する家庭的養護が大きな二本柱」と紹介している。また柏女は「家庭的養護の充実に関しては、里親ファミリーホームの国における制度化を図ることによって、里親制度の厚みを増していくことが必要」だと主張する。そして、「里親に対する各種の支援、たとえばレスパイトケアなどを行う里親支援センターを民間主体で設置していくこと」や「里親優先の原則」といったものが打ち立てられていなくてはならない」と述べ、「家庭的養護は、原則として、夫婦などと継続的關係を保つ個別的養護を前提」としており「家庭的養護の代表的なものは里親制度である。2009年度からは、5～6人の子どもを家庭的な環境で養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホ

ーム)が第2種社会福祉事業として法制化されている。さらに、民法上の制度としては、要保護児童に恒久的な家庭を用意する特別養子縁組制度があり、これも、社会的養護体系の中に含めることができる(柏女 2010)と説明している。このように、柏女の「家庭的養護」は里親を中心と位置づけながら、養子縁組制度と共に「施設の小規模化や地域化も進めていかなければならない」(柏女 2007)として一部の施設養護を加えるところに特徴がある。このような施設養護と完全には分離しない「家庭的養護」論は2000年前後の里親制度改革とは無関係に2012年頃まで変化しない。その延長にある2012年前後の政府定義においては、「家庭的養護」という用語と「家庭養護」は別々のものと分類される場合と「家庭養護」が含まれる場合がある(林 2013)。

(5)「家庭養護」の定義化プロセス

公益財団法人全国里親会副会長の木ノ内によれば、「2009年12月、国連総会は『児童の代替的養護に関する指針』を採択した。これは児童の権利条約が採択されて20周年を迎えることを記念して策定されたもの」であり、「厚生労働省は2010年12月にこれを仮訳した。家庭で養育できない、もしくはそれがふさわしくない児童の代替的養護のあるべき姿を示したものだが、日本の社会的養護の現状をこれと比べてみると、大きく立ち遅れている感が否めない」とした上で、「当時、折からのタイガーマスクの伊達直人を名乗る人物から、児童相談所や児童養護施設などにランドセルが贈られる現象が相次いだ。政府や社会的養護の政策担当者にしてみれば、奮起する必要に迫られたといえよう」と述べている。

そして、この後の「2011年1月から「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」が厚生労働省に設置され、課題の洗い出しなど社会的養護の具体的な見直し作業が行われていった。そのさなかに東日本大震災が発生し、作業はとん挫するかと思われたが、混乱のなかにあって3月末に『里親委託ガイドライン』が厚生労働省から地方自治体に通知された。「里親委託優先の原則」がうたわれ、社会的養護の担い手として里親が大きく期待されることになっていった(木ノ内 2012)。また、『里親委託ガイドライン』が通知されたその4か月後の7月には『社会的養護の課題と将来像』がとりまとめられた。このなかで、現在社会的養護の1割を占めるにすぎない里親の委託率を、十数年後に3割にする方向が打ち出され、また大舎制の児童養護施設も小舎・グループホームに移行するように提言され、「9月以降は、この課題検討委員会の元にそれぞれの分野ごとにワーキングチームを編成し、具体的な取り組みが検討されていった。里親・ファミリーホームの分野では『里親及びファミリーホーム養育指針』が策定されて2012年3月に厚生労働省から地方自治体に通知された(木ノ内 2012)。

このワーキンググループにおいて、「ともすると曖昧だった家庭的養護をきちんと定義しなおし、「家庭養護」としたほか、家庭養護である里親の役割を私的な環境で行う公的な業務であるとした。これらは『里親委託ガイドライン改訂版』として2012年3月に通知され「この改訂版の内容は『児童相談所運営指針』にも反映(木ノ内 2012)されている。

この経過について木ノ内は「短期間のうちに社会的養護の考え方や仕組みが大きく改革されて

いった」(木ノ内 2012)と述べ、国連「児童の代替的養護に関する指針」の採択と共に、いわゆるタイガーマスク運動による世論の喚起をきっかけとして一連の社会的養護改革が短期間のうちに進み、関連する用語と概念の整理が進んだことを整理している。

社会的養護改革と里親委託推進のあり方を提言する林によれば、本稿の冒頭でもあり上げたように「政府は指針で使われている用語に合わせて、家庭養護 (family-based care) と家庭的養護 (family-like care) を区別し、前者は里親家庭や小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) を意味し、後者は施設養護の一部であるユニットケアや地域小規模児童養護施設などの家庭的養育環境の提供を意図した形態を意味する」とした。そして、「家庭養護委託は里親等委託、里親委託率は里親等委託率と表現され、政府はこれまで掲げてきた里親等委託率の目標値の達成に向け、里親等委託の質的・量的拡充を目的とした新たな施策づくり」を行っており「2011年度には『里親委託ガイドライン』が発出され、里親委託優先の原則が明記」され「翌年には『里親・ファミリーホーム養育指針』が発出」(林 2012) されている。

このように、木ノ内によれば「2011年から2012年にかけて社会的養護の考え方や仕組みが見直され、家庭養護 (里親等による養育) への期待が高まった」とされる。確かに「家庭養護」という用語は2012年3月の『里親委託ガイドライン』においては4回用いられ、『里親・ファミリーホーム養育指針』においては16回使用されている。2002年10月までは「家庭養育」という用語が使用されており、その頃の文書には「家庭養護」は見当たらないことから、2012年頃から政府が里親とファミリーホームを「家庭養護」として用いるようになったと考えられる。そこで、2009年に制度化されたファミリーホームを取り上げることにする。

(6) ファミリーホーム制度とその論点

里親とともに、厚生労働省が「家庭養護」と位置づけているものに小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) がある。ファミリーホームは国連『児童の代替的養護に関する指針』が採択された2009年に制度化されている。

『里親及びファミリーホーム養育指針』の「5. 家庭養護のあり方の基本 (2) 家庭養護における養育⑥ファミリーホームにおける家庭養護」の中のファミリーホームの制度的な定義は以下のようになっている。

- (1) ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる「家庭養護」の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- (2) ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- (3) ファミリーホームの基本形は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、「家庭養護」の特質を十分理解する必要がある。

- (4) 養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- (5) 養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- (6) 補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- (7) ファミリーホームは、複数の子どもを迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたる必要がある。

この指針によれば、今日のファミリーホームは明確に「家庭養護」と位置付けられている。

(1)「里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない」という文面は、それまでの「施設か里親か」という議論に終止符を打ち、(2)「養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にする」「基本形は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない」と明記されていることは、いわゆる地域小規模施設などのグループホームとは一線を画し、「家庭養護」の本質を見失いなわないための原則としている。

しかし、ファミリーホームや施設関係者の議論をみると、このような定義とは異なる見解を示している者も多い。例えば、東京で里親としての養育経験を持ち、「陽気ぐらしの家 わかさ」を開設して10年以上経つ若狭（2015）は「ファミリーホームは里親なのか施設なのかという議論がされて久しいが、私はファミリーホームはそのどちらでもなく、あくまで「ファミリーホーム」だと思っている」と述べ、「行政にとっては、子育て支援に関わる予算削減に寄与する「オープン地域小規模児童養護施設」という意味合いを持っていることも否めない」（若狭 2015）と指摘する。これは、先に取り上げた家庭養護寮における「里親と養護施設との中間的な機能」論とも共通する視点である。また、児童相談所でのケースワーカーや所長の経験を持つ児童養護施設札幌南藻園施設長の大場（2015）は「ファミリーホームは、里親制度とともに、家庭養護の大きな柱」として位置づけられていることを踏まえながら「社会的には十分な理解を得られているとは言えず、児童福祉施設の小さくなったもの、あるいは、里親の大きくなったものという認識にとどまっている」（大場 2015）と課題を指摘している。これらファミリーホーム制度のあり方や地域住民・関係者の認識面の課題自体が、家庭養護の定義や概念と関わるファミリーホームの論点となっている。

そして、第8回ファミリーホーム全国研究大会で議論された施設が運営する「法人型」といわれるファミリーホームが家庭養護といえるのかという議論（木村徹 2014, 伊藤 2014等）がある。図2は、厚生労働省が公開している『ファミリーホームの要件の明確化について』で示されているファミリーホームの形態である。この図には「自営型」と「法人型」という2種類のファミリ

一ホームが示されている。この中の「法人型」といわれるファミリーホームとは、左側から順に
 (1) 法人が夫婦を雇用して養育者として事業を行う住居に住ませる場合・補助者1名を非常勤で雇用、(2) 法人が養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合（養育者の配偶者は同居人）・補助者2名を非常勤で雇用、(3) 法人が単身の養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合・補助者2名を非常勤で雇用、と説明されている。

これらの説明を、前述した指針に照らし合わせて考察した場合、「ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である」という原則と「法人が養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる」という「法人型」ファミリーホームのあり方が整合するのだろうかという疑問が生じる。雇用関係の中で養育するということが「子どもにとって職員としての存在ではなく」というファミリーホームの原則に矛盾しないのであろうか。また、「退職や解雇」が伴うことによって「一貫かつ継続した特定の養育者」という家庭養護の原則を損なうことにならないか、という危惧などもある。

また、(3)「法人が単身の養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合」という形態が「ファミリーホームの基本形は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない」という原則に対して整合しないのではないかという疑問が大きい。いわゆる婚姻関係を前提とした「生殖家族」を形成していない単身者を採用して住居に住ませることが家庭養護とは考

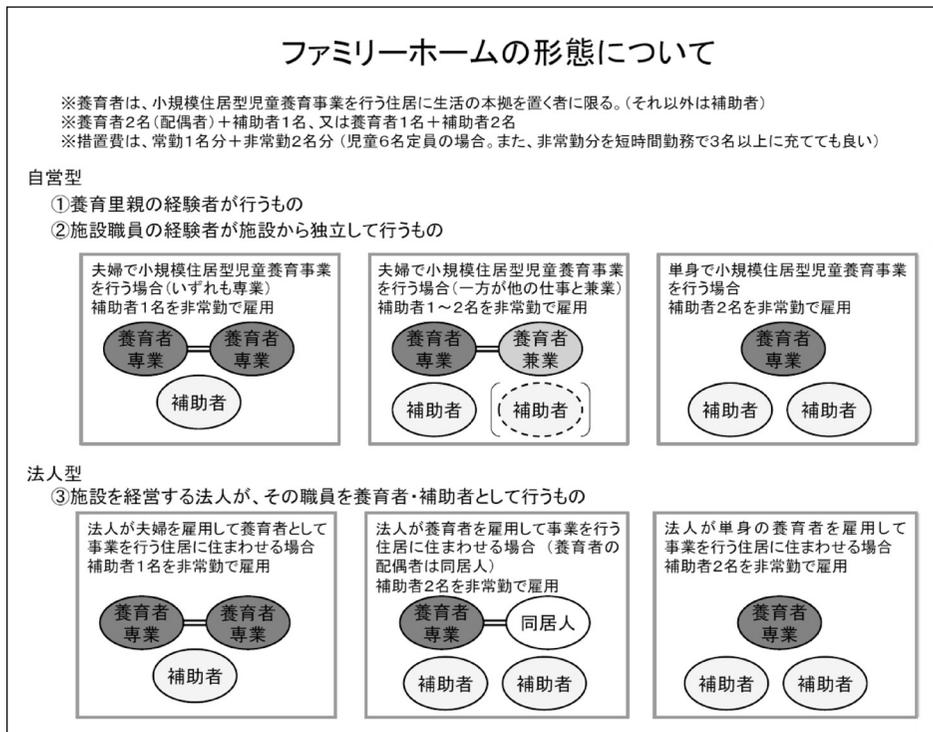


図2 ファミリーホームの要件の明確化について(厚労省 2012b)

えにくいという視点であり、これは「正常な家族関係による生活基盤」を夫婦関係と位置づける小笠原の専門的家庭養護という観点からも整合しない。このような「法人型」ファミリーホームが家庭養護の範囲に含まれるのかどうかという実践的な議論（あいち大会実行委員会2013, 伊藤2014, 木村2014）は、政府が定義した「家庭養護」を問い直す論点だといえる。

5. おわりに —結論と今後の課題—

以上の検証から、政府が「family-based care」を「家庭養護」とした明確な理由については不明である。ただ、戦後長く用いられてきた「家庭養育」という用語の背景にある「子どもの家庭的な養育環境の重要性」という児童福祉の理念が今日の里親等における家庭養護の実践や理論に影響している可能性があることを見出すことができた。

また、家庭養護の普及啓発活動を長く続けている家庭養護促進協会の活動実績などからも、神戸市の家庭養護寮に始まる専門的家庭養護論との関連や影響が無いとは考えにくい。その内容面に関しても「養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である」という原則と、小笠原の「夫婦による正常な家族関係の中に児童を迎え入れる」とする理論は共通しているようにみえるし、今日ファミリーホーム制度と「有給職員による専門的養護」という岡村の専門的家庭養護論とはかなり整合しているという印象がある。1960年代の専門的家庭養護論は、今日家庭養護の理論と実践を把握する上での一つの指標となり得るものであり、政府による「家庭養護」の定義化に影響を与えた可能性があると考えられる。ただ、この専門的家庭養護論以降、養子縁組制度等の扱いがその専門性の視点から家庭養護の枠組みに関わる論点になったと考えられる。

このように、本稿は、家庭養護の前提となる戦後の里親制度のあゆみの中に、2012年前後の政府による「家庭養護」の定義に影響を与えたと思われるいくつかの要素があることを明らかにした。その一つが「家庭養育」という用語の背景にある児童福祉の理念であり、もう一つは1960年代の専門的家庭養護に関する実践と理論である。これらの中に『里親及びファミリーホーム養育指針』における「家庭養護」の定義と整合する内容を確認することができる。

一方で、政府の定義と整合しない部分、あるいは異なる点も見受けられた。例えば、「法人型」といわれる一部のファミリーホームの中にその定義からはずれると思われる形態があり、このようなファミリーホームと地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアとの違いが不明確である。このわかりにくさは、政府による「家庭養護」「家庭的養護」の定義上の問題点といえるが、1960年代の専門的家庭養護論や施設を含む「家庭的養護」論とも関連する家庭養護の本質的な論点となる。さらに、民法上の養子縁組制度と養子縁組希望里親等をどのように位置づけるのか、という社会的養護の制度設計に関わる論点も存在しており、今日の政府定義が「家庭的養護」「家庭養護」の枠組みと内容を明確に分類するには至っていないことを示している。

このことから、本稿は2012年以降の政府の定義にはいくつかの齟齬があり、その実態と整合しない部分が残されていることを浮き彫りにすることができたと考えられる。そしてそれは今日の家庭

養護をめぐる論点につながる事が確認された。これらは、家庭養護と地域関係に関する論点とも合わせて研究上・実践上の課題として残されている。

今後は、養子縁組と里親制度の関係、家庭養護寮や養育家庭制度など、家庭養護の理論化において重要なポイントだとみなされる実践・理論を裏付ける資料をさらに収集・分析し、その歴史的な検証を進めるとともに、実証的な観点からの検証も必要である。そして、里親に関連する「里親」「里子」等の用語をどのように定義するのか、また、「社会的養護」や「家庭的養護」という関連用語の検討と共に、養子縁組制度や法人型ファミリーホームの位置づけという家庭養護の概念枠組みに関わる研究課題もある。さらに、家庭養護の源流としての戦前からの里親の変遷、地域と家庭養護との関係性などについても検証が求められている。そこには家庭養護における戦前と戦後の連続・非連続性についての視点が含まれる。

里親研究を含め、これら家庭養護に関する先行研究は限られており、多面的な研究の蓄積が求められている。そして、本稿が取り上げた先行研究における論点のほとんどは「家庭養護とは何か」という命題と結びついており、社会福祉の本質的研究課題となっている。

【文献一覧】

- あいち大会実行委員会編（2013）「あいち大会開催趣旨」『第8回ファミリーホーム全国研究大会要綱』、3-4.
- 家村昭矩（2015）「共に暮らして親になる（家庭養護の神髄）」『社会的養護とファミリーホーム』6、福村出版、97-99.
- 一番ヶ瀬康子（1981）「序章 社会福祉における歴史研究の意義と課題」一番ヶ瀬康子・高島進編『講座 社会福祉2 社会福祉の歴史』有斐閣、1-12.
- 糸賀一雄・積惟勝・浦辺史編（1967）『施設養護論』ミネルヴァ書房.
- 伊藤龍仁（2014）「ファミリーホーム制度と実践の充実を求めて―第8回ファミリーホーム全国研究大会を終えて」『社会的養護とファミリーホーム』5、福村出版、25-30.
- 大場信一（2015）「ファミリーホームの養育実践から見える諸問題」『社会的養護とファミリーホーム』6、福村出版、36-38.
- 小笠原平八郎（1964）「専門的な家庭的養護の概念規定について―養護施設の当面する対象児童を中心として―」家庭養護寮促進協会編『家庭養護の諸問題―創立三周年記念論文集一』日本生命済生会社会事務局、69-92.
- 小笠原平八郎（1967）『里親保護―その研究と実践―』、川島書店.
- 岡村重夫（1964）「養護理論の反省と問題点」家庭養護寮促進協会編『家庭養護の諸問題―創立三周年記念論文集一』日本生命済生会社会事務局、7-32.
- 岡村重夫（1993）「愛の手運動の理念」『愛の手をさがして』エピック、9-20.
- 柏女霊峰（2007）「序章 社会的養護の充実は何が求められているか」『これからの児童養護 里親ファミリーホームの実践』生活書院、14-58.
- 柏女霊峰（2010）「子ども達にあたりまえの生活を」『社会的養護とファミリーホーム』1、福村出版、6-9.
- 木ノ内博道（2012）「特集1―社会的養護の改革と里親養育 特集にあたって」『里親と子ども』7、明石書店、6-8.
- 木村徹（2014）「子どもたちが暮らしたくなるファミリーホームをめざして」『社会的養護とファミリーホーム』5、福村出版、54-56.

- 木村容子 (2015) 「里親開拓と支援の現状と課題」『社会福祉研究』122, 鉄道弘済会, 2-9.
- 厚生省児童局 (1954) 『養護施設運営要領』日本少年教護協会.
- 厚生労働省 (2011a) 『社会的養護の現状について (参考資料) 平成23年7月』
- 厚生労働省 (2011b) 『社会的養護の課題と将来像 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ 平成23年7月』
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf (2013年9月11日).
- 厚生労働省 (2012a) 『里親及びファミリーホーム養育指針』厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知.
- 厚生労働省 (2012b) 『ファミリーホームの要件の明確化について』
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_13.pdf (2013年9月26日).
- 厚生労働省 (2013a) 『社会的養護の課題と将来像の実現に向けて』
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_02.pdf (2013年9月11日).
- 厚生労働省 (2013b) 『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について』
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working3.pdf
(2013年9月11日).
- 厚生労働省 (2015) 『社会的養護の課題と将来像の実現に向けて 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会とりまとめ (平成23年7月) の概要とその取組の状況 平成27年7月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課』
- 櫻井奈津子 (2012) 「これからの里親委託と里親支援機関のあり方・方向性」『里親と子ども』7, 25-30.
- 庄司順一 (2003) 『フォスターケア (里親制度と里親養育)』明石書店.
- 庄司順一 (2011) 「第1章 里親制度の概要」庄司順一・鈴木力・宮島清編『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版, 12-27.
- 竹中哲夫 (2007) 「第一節 施設養護と家庭養護の架け橋」山形文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』明石書店, 300-316.
- 高橋利一 (2007) 「第二節 近年の施設養護の展開と地域小規模児童養護施設制度・小規模グループケア制度の創設」山形文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』明石書店, 41-58.
- 津崎哲雄 (2009) 『この国の子どもたち 要保護児童社会的養護の日本の構築 一大人の既得権益と子どもの福祉一』日本加除出版.
- 津崎哲雄 (2010) 「社会的養護の動向とファミリーホーム」『社会的養護とファミリーホーム』1, 福村出版, 16-24.
- 津崎哲雄 (2012) 「ふたつの「ゆりかご」と国連子どもの代替養育指針—子ども・家族・国家の関係を問う—」『子どもの虐待とネグレクト』14(3), 日本子ども虐待防止学会, 302-308.
- 林浩康 (2012) 「社会的養護改革と里親委託推進のあり方」『里親と子ども』7, 9-18.
- 林浩康 (2013) 「ミニシンポジウム: 社会的養護における家庭養護とは何か 報告1 社会的養護における家庭養護とは何か」『新しい家族』56, 原人舎, 4-10.
- 卜藏康行・若狭一廣 (2010) 「インタビュー 社会的養護とファミリーホーム, これからの課題と展望を訊く」『社会的養護とファミリーホーム』1, 福村出版, 10-13.
- 古川孝順 (2012) 「刊行にあたって 変革期社会福祉学の展望」一般社団法人日本社会福祉学会編『対論 社会福祉学1 社会福祉原理・歴史』中央法規, 4-25.
- 松本武子 (1991) 『里親制度の実証的研究』建帛社.
- 宮島清 (2007) 「第二章 わが国における里親・養子縁組の動向 第1節 家庭養護の歴史・現状・これから—子どものための里親委託と養子縁組のために」山形文治・林浩康編『社会的養護の現状と近未来』明石書店, 130-167.
- 室田保夫 (2012) 「序章 社会福祉の歴史を学ぶ」菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫編『日本社会福祉の歴史 付・資料—制度・実践・思想—』ミネルヴァ書房, 1-11.

山縣文治・林浩康編著（2007）『社会的養護の現状と近未来』明石書店。
吉田菜穂子（2011）『里子事業の歴史的研究 福岡県里親会活動資料の分析』大空社。
若狭一廣（2015）「漂流するファミリーホーム—アパシーシンドロームに陥らないために」『社会的養護とファミリーホーム』6，福村出版，12-13。

受理日 平成27年10月1日